## 許可業務(仮設トイレのし尿・浄化槽汚泥収集運搬)について

### 1 現在の許可業務における課題

- ・現在の区域を継続した場合、下水道整備の進展や人口減少などにより、区域内の需給の均衡が損なわれ許可業者による安定的かつ継続的な処理が困難になることが想定され、平成26年10月8日付環境省通知に則さない状況に繋がることが見込まれる。
- ・業務量が減少する区域では、一般廃棄物処理業の適正な運営を継続するため、浄化槽の清掃、収 集運搬料金の値上げにより、地域ごとの受益者負担額に更なる格差が発生する恐れがある。

## 2 委員からの意見

- 一般廃棄物処理業の許可は市の責任で行うもので市全域を許可区域とすることが基本である。
- ・覚書は環境変化に応じて変更・廃止し、これからの時代に合致したものとしていくべきである。
- ・最高裁判例、環境省通知を踏まえ許可区域について考える必要がある。
- ・区域の撤廃が専ら自由競争に委ねる状況には該当せず、過当競争に発展する可能性も低いと考え られる。
- 市と業者は今後も協議を重ねて行く必要がある。

### 3 業者からの意見

# 照会項目・・・現在の許可区域を撤廃し、市内全域を許可区域にしようとすることについて 【替成意見】

・許可区域の撤廃により安定的な業務継続が可能と考えられるため。

### 【反対意見】

- 業者間で価格競争が生まれ安定した経営の見通しが立たなくなる恐れがある。
- ・業者間の価格競争は、「一般廃棄物処理業は、専ら自由競争に委ねるべき性質の事業とはいえない」(平成26年10月8日環境省通知)に反する。
- ・合理化事業計画は現在の区域をもとに策定されているため合理化事業への影響が懸念される。

### 4 湖西市の方針(案)

平成26年10月8日付の環境省通知には「一般廃棄物処理計画との適合性等に係る許可要件に関する市町村長の判断に当たっては、その申請に係る区域における一般廃棄物処理業の適正な運営が継続的かつ安定的に確保されるように、当該区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響を適切に考慮することが求められる」と記載されている。

今後も現在の許可区域を継続した場合、一部の区域では人口減少や下水道整備により区域内の業務量が減少することで需給の均衡が損なわれることが想定され、既存の許可業者の事業への影響が適切に考慮されている状況ではなくなることが見込まれる。

許可区域の再編は、業者ごとの車両台数が異なり、均等な業務の按分や担当地区の決定が困難なことや、将来的に同様の問題が生じることが想定されるため、<u>市内全域を許可区域とし3業者による収集体制とすることが、安定的な衛生保持を確保する方法であると考える。</u>

#### 【区域の撤廃時期】

令和4年度から